図郭に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和２年３月現在

東京都市計画　特別工業地区　総括図

世田谷区都市計画図１（地域地区等）

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図２」に掲載しています。

変更箇所

用途地域・地区計画等のお問い合わせは、

街づくり課へ

各総合支所の管轄地域は右図をご覧下さい。

烏山総合支所	街づくり課	3326-9618
北沢総合支所	街づくり課	5478-8031
世田谷総合支所	街づくり課	5432-2870、2871、2872
砧総合支所	街づくり課	3482-3504
玉川総合支所	街づくり課	3702-4539

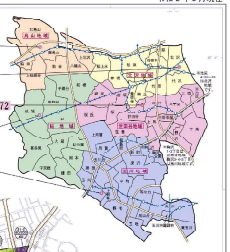

凡例

地域地区

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 第一種文教地区
- 第二種文教地区
- 特別工業地区
- 高度利用地区（都市再生特別地区）
- 高度利用地区
- 第一種風致地区
- 第二種風致地区
- 特別緑地保全地区
- 特定街区

高度地区等・建蔽率・容積率最低限度の指定

- A. 高度地区等（記入のないところは無指定）
  - a. 10メートルを超え最高高さ15メートル以下（第１種高度地区）
  - b. 第１種高度地区
- B. 建蔽率／容積率
- C. 最低敷地面積（記載のないところは無指定）

防火地域及び準防火地域の指定

- 防火地域（ビル専用）
- 防火地域（ビル専用なし）
- 準防火地域

※建築基準法第22条第１項の規定に基づく指定等の準防火地域以外に指定されています。

都市計画施設

- 都市計画道路
- 都市計画交通広場
- 都市計画都市高速鉄道

緑化地域

指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上における建築行為

敷地面積と建築率により、緑化率の最低限度を定めています。
緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所まちづくり課です。
※多摩川川原以外の区内全域

日影規制

5-2 4-2.5 3	日影規制時間

◆路線式指定

道路から3つ先の特定街区境界線までの区域は、特定街区境界線から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。

なお、区内では国道20号線の一部（環８以東）、環状７号線の一部片側（若林３丁目）、環状８号線の一部、世田谷通りの一部（環７から馬事公苑まで）、目黒通りで30mの路線式指定をしています。

建築基準法第56条２項に該当する道路からの路線式指定は後退位置より20mです。

1:12,500

0　500　1,000 m

世田谷区都市整備政策部都市計画課

本図に示す地域地区等の計画線は、概略を示すものであり、都市計画図の内容を保証、証明するものではありません。また境界にかかれている情報以外にも、その他規制がある場合がありますので、詳細については東京都都市整備局または、世田谷区役所各総合支所（まちづくり課）・出張所（まちづくりセンター）窓口でご確認してください。日影規制の詳細については、世田谷区役所各総合支所（まちづくり課）・出張所（まちづくりセンター）窓口でご確認してください。